

【現行】

(7) 酒田市体育館(アイスリンク設置期間を除く。)

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分			使用料	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下 全面	1時間につき	640円
		半面	1時間につき	320円
		1/4面	1時間につき	160円
	一般	全面	1時間につき	1,290円
		半面	1時間につき	640円
		1/4面	1時間につき	320円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 100円
一般	1人1回につき 210円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 附属施設設備使用料

使用区分	使用料	
	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
小会議室	1時間につき 140円	1時間につき 280円
大会議室	1時間につき 210円	1時間につき 420円
放送設備	1時間につき 280円	1時間につき 560円
山台	1台1日につき 100円	

エ 電気使用料

使用区分	使用料
体育室	全灯使用 1時間につき 1,540円
	半灯使用 1時間につき 770円
特殊電源装置	1時間につき 実費

摘要 体育室の半面又は1/4面を使用して電灯を点灯したときの電気使用料は、1時間につきその点灯した区分に応じた電気使用料の1/2又は1/4の額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

【令和元年10月1日改正】 消費増税内容

(7) 酒田市体育館(アイスリンク設置期間を除く。)

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分			使用料	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下 全面	1時間につき	660円
		半面	1時間につき	330円
		1/4面	1時間につき	160円
	一般	全面	1時間につき	1,320円
		半面	1時間につき	660円
		1/4面	1時間につき	330円

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

摘要 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

ウ 附属施設設備使用料

使用区分	使用料	
	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
小会議室	1時間につき 140円	1時間につき 280円
大会議室	1時間につき 220円	1時間につき 420円
放送設備	1時間につき 280円	1時間につき 570円
山台	1台1日につき 110円	

エ 電気使用料

使用区分	使用料
体育室	全灯使用 1時間につき 1,570円
	半灯使用 1時間につき 790円
特殊電源装置	1時間につき 実費

摘要 体育室の半面又は1/4面を使用して電灯を点灯したときの電気使用料は、1時間につきその点灯した区分に応じた電気使用料の1/2又は1/4の額とする。ただし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

【令和2年4月1日改正】 使用料見直内容

(7) 酒田市体育館(アイスリンク設置期間を除く。)

ア 全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分			使用料	
高校生以下	全面	1時間につき	660円	
	半面	1時間につき	330円	
	1/4面	1時間につき	160円	
一般	全面	1時間につき	1,320円	
	半面	1時間につき	660円	
	1/4面	1時間につき	330円	

→入場料を徴収する場合等は割増料金となります。

イ ア以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1人1回につき 50円
高校生	1人1回につき 110円
一般	1人1回につき 220円

備考 使用の単位は、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までをそれぞれ1回とする。

→ア の使用料に含まれます。

→ア の使用料に含まれます。